

## 築川ダム周辺環境整備検討委員会規約

### ( 目 的 )

第1条 築川ダム周辺環境整備検討委員会(以下『委員会』という)は、平成11年度に築川ダム周辺環境整備基本計画検討委員会で示された基本理念『生態系を重視した、自然と人の共生の舞台とする』に基づき、新たに創出されるダム湖周辺等の利活用も含めた周辺環境整備実施計画(以下『実施計画』という)の策定を行うことを目的とする。

### ( 検 討 内 容 )

第2条 実施計画策定のため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 地域の自然資源を含めたダム湖周辺の具体的な環境整備計画
- (2) 付替道路・ダム本体・管理棟などの景観形成。
- (3) その他目的達成に必要な事項。

### ( 組 織 )

第3条 委員会は、別表-1に定める委員をもって構成する。

### ( 運 営 )

第4条 委員会には、委員長を置く。

- 1 委員長は、委員から選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表し会務を統括し、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、運営のため必要と認められる場合には、委員以外のものを出席させ意見を聞くことが出来る。
- 4 委員会の運営に関し定めのない事項については、委員長の指示によるものとする。
- 5 委員会の招集については、委員長が必要と認める都度開催するものとする。

### ( 検 討 部 会 )

第5条 委員会において、具体的かつ専門的な事項を検討する必要があると判断された場合は、その事項に関する検討部会を設置することができるものとし、部会長は委員長が任命する。

- 2 検討部会の招集については、検討部会長が必要と認める都度開催するものとする。

### ( 幹 事 会 )

第6条 幹事会は、委員会の円滑な運営を図るため、別表-2に定める幹事をもって構成する。

- 1 幹事会には、幹事長を置く。
- 2 幹事長は、会務を総括し、幹事会の議長となる。
- 3 幹事長には、築川ダム建設事務所長をもって充てる。
- 4 幹事会の招集については、幹事長が必要と認める都度開催するものとする。

( 事 務 局 )

第7条 委員会の事務局は、岩手県築川ダム建設事務所に置く。

( その他 )

第8条 この規約に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成14年 1月23日から適用する。